

和歌山信愛大学 学費規程

(趣旨)

第1条 この規程は、和歌山信愛大学学則（以下「学則」という。）第61条の規定に基づき、大学の学費及び諸納金（以下「学費等」という。）の納入に関し、必要な事項を定める。

(学費等)

第2条 この規程において「学費等」とは、入学金、授業料、教育充実費及び実験実習費をいう。

(学費等の額)

第3条 学費等の額は、別表1に定めるとおりとする。

(学費等の納期)

第4条 学費等の納期は、次のとおりとする。

- (1) 前期の納期は、4月1日から4月25日までとする。
- (2) 後期の納期は、10月1日から10月25日までとする。
- 2 入学、編入学を許可された者の学費等の納期は、第1項の規定にかかわらず、当該手続書類に記載された期日までとする。
- 3 学則第29条の規定により、再入学を許可された者の学費等の納期は、第1項第1号の規定にかかわらず、入学を許可された日から14日以内とする。

(学費等の延納)

第5条 経済的困窮により、学費等を第4条第1項に規定する納期内に納入することができない場合は、所定の延納願を当該納期内に、事務室に提出するものとする。

(学費等未納者の措置)

第6条 学費等未納者の定期試験等の受験及び卒業又は修了は、これを認めない。

- 2 学費等を、第4条第1項に規定する納期から2箇月を経過しても納入しない者又は学費等の延納を許可された者であっても許可された納期内に納入しない者への各種証明書発行は、これを認めない。

(学費等未納者の除籍)

第7条 学費等を、第4条第1項に規定する納期から2箇月を経過しても納入しない者又は学費等の延納を許可された者であっても許可された納期内に納入しない者は、学則第48条の規定に基づき、当該学部教授会の議を経て、除籍することがある。

第8条 学費等未納により除籍された者の在籍期間の最終日は、すでに納入した学費等の納入日が属する年度又は学期の末日とする。

(休学者の学費等)

第9条 学則第63条の規定により、休学を許可された者の在籍料は、別表2に定めるとおりとする。

- 2 学費等を納入した者であって、休学の申し出をし、休学が許可された場合は、すでに納入した学費等は返還しない。

(再入学者の学費等)

第10条 学則第29条の規定により、再入学を許可された者の学費等は、許可年度の入学生の額と同額とする。ただし、学生災害傷害保険料については、許可年次から修業年限までの期間の額とする。

(編入学者の学費等)

第11条 本学への編入学（学士入学を含む。）を許可された者の学費等は、許可年度の入学生の額と同額とする。ただし、学生災害傷害保険料については、許可年次から修業年限までの期間の額とする。

(前期末卒業者の学費の免除等)

第12条 本学の学生で、所定の修業年限以上在学し、かつ、所定の単位を修得し、前期末をもって卒業する者については、当該年度における後期納入学費を免除する。

- 2 所定の修業年限以上在学し、かつ所定の単位を修得し、前期末をもって卒業する資格を有する者が、当該年度における後期の授業を履修せずに在学する場合には、所定の後期納入学費を支払うものとする。

(学費等の返還)

第13条 一度納入した学費等は、これを返還しない。ただし、第12条第1項に該当する者であって、すでに当該年度における後期納入学費を納入した場合には、第12条第1項に定める免除額を返還する。

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は別に定める。

(改廃)

第15条 この規程の改廃は、理事会の議を経て理事長が行う。

附 則

- 1 この規程は、平成30年9月1日から施行する。
- 2 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 3 この規程は、令和8年7月23日から施行する。